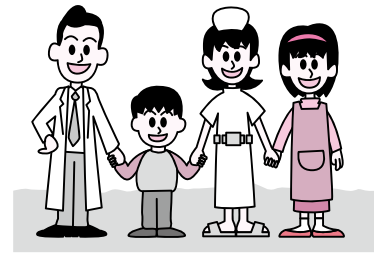


国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して治療を受けるための医療保険制度で、皆さんの納める国民健康保険税などを財源として運営されています。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問 国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)



平成24年度国民健康保険税の納税通知と税率

平成24年度の納税通知書は7月中旬に発送します。納期・納期限は左ページの介護保険料と同じです。また、年金から差引きとなっている方への税額決定通知書は7月下旬に、本徴収開始通知書は10月上旬ごろ発送予定です。

区 分	課 税 区 分 の 内 容	医 療 分	支 援 分	介 護 分
所得割	前年の所得に応じて計算	6.47%	2.56%	1.77%
資産割	今年度の固定資産税額に応じて計算	11.14%	3.85%	2.85%
均等割	被保険者の人数に応じて計算	1万6900円	6600円	7900円
平等割	1世帯あたりの定額	1万8900円	7300円	5400円
限度額	1世帯あたりの課税限度額	51万円	14万円	12万円

※介護分は、40歳以上65歳未満の方が対象です。

国民健康保険税の計算方法

$$\begin{aligned}
 &\text{所得割額} = (\text{総所得金額} - \text{基礎控除額 (33万円)}) \times \text{所得割税率 (医療・支援・介護分)} \\
 &+ \\
 &\text{資産割額} = \text{固定資産税額 (都市計画税を除く)} \times \text{資産割税率 (医療・支援・介護分)} \\
 &+ \\
 &\text{均等割額} = \text{一人あたりの定額 (医療・支援・介護分)} \times \text{被保険者数 (医療・支援・介護分)} \\
 &+ \\
 &\text{平等割額} = \text{世帯あたりの定額 (医療・支援・介護分)} \\
 &|| \\
 &\text{国保税額} = \text{医療分} + \text{支援分} + \text{介護分}
 \end{aligned}$$

※税率などは、前年度と同一です。

※共有の固定資産をお持ちの方は、共有持分の固定資産税額が対象になります。

※介護分は、介護保険料第2号被保険者の人数で均等割額を計算します。

◎医療分、支援分、介護分ごとに計算した所得割額・資産割額・均等割額・平等割額を合計すると、国保税額が算出されます。

国民健康保険税と医療費の減免・免除

- 東日本大震災などにより被害を受けたり、失業・病気などで所得が著しく減少し、保険税の納付が困難となった方は、減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
- 東日本大震災などにより被災された方のうち、一定の要件を満たした方については、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

外国人の方へ To foreign residents

平成24年7月9日から、住民票が作成される外国人住民の方は、国民健康保険に加入できるようになりますので、届け出をお願いします。(現在国民健康保険に加入している方は、新たな加入の届け出は必要ありません)

From July 9, 2012, foreign residents listed on the Basic Resident Registration are eligible to join the National Health Insurance. Notification and application should be required for the enrollment of National Health Insurance. (If you have joined the National Health Insurance, no action is necessary.)

在留資格の期限更新をしていない外国人の方は、国民健康保険の資格を失います。入国管理局での更新手続きを早めに行い、その後に市役所国保年金課で国民健康保険交付の手続きをしてください。

Foreign residents who have not updated residence status period will lose the eligibility of the Insurance. Please apply for the issuance of the National Health Insurance at the department of the City Hall, after updating your residence status period at any Immigration Bureau before you lose your status.